

奈良市公報

号外第 1 号

平成 17年 1月 31日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目 次

条 例

奈良市個人情報保護条例の一部を改正する条例	1
奈良市職員定数条例の一部を改正する条例	2
奈良市手数料条例の一部を改正する条例	2
奈良市総合福祉センター条例の一部を改正する条例	2
奈良市屋外広告物条例の一部を改正する条例	4
奈良市下水道条例の一部を改正する条例	8
奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例	8
奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例の一部を改正する条例	8
奈良市公民館条例の一部を改正する条例	8
奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例	8
奈良市月ヶ瀬福祉センター条例	9

規 則

奈良市総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則	11
奈良市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則等の一部を改正する規則	14
奈良市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	14
奈良市職員表彰規則の一部を改正する規則	15
奈良市職員互助会規則の一部を改正する規則	15
奈良市職員安全衛生規則の一部を改正する規則	15
奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	16

告 示

道路の位置指定	16
放置自転車等の保管	16
結核指定医療機関の指定	16
平成 16年度奈良市一般会計補正予算等の要領	16
電線共同溝を整備すべき道路の指定	22
放置自転車等の保管(2件)	22
軽自動車税納税通知書の公示送達	22
差押書の公示送達	23
放置自転車等の保管	23
開発行為に関する工事の完了(2件)	23
公共下水道の供用及び下水の処理の開始	24
都市公園の供用開始	24
放置自転車等の保管	25
開発行為に関する工事の完了	25

市営住宅入居者の募集	25
道路の位置指定	25
結核指定医療機関の指定	25

監 査

地方自治法第 19条第 7 項の規定による監査の監査結果	25
定期監査の監査結果	30
監査結果に基づく措置の状況	32

選 挙 管 理 委 員 会

在外選挙人名簿からの抹消	32
--------------	----

正 誤 表

正誤表	32
-----	----

条 例

奈良市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 16年 12月 20日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 44号

奈良市個人情報保護条例の一部を改正する条例

奈良市個人情報保護条例(平成 13年奈良市条例第 55号)の一部を次のように改正する。

目次中【第 34条】を【第 34条 - 第 37条】に改める。
第 11条第 3 項中「伴う事務」の次に「又は指定管理者が管理する公の施設の管理の業務」を、「その事務」の次に「又は業務」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「屯の」の次に「又は指定管理者」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 実施機関は、地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせようとするときは、当該管理に係る協定において、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

第 34条を次のように改める。

(罰則)

第 34条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第 11 条第 1 項の個人情報の取扱いを伴う事務若しくは指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成

したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 3 条の次に次の 3 条を加える。

第 35 条 前条に規定する者が、その事務又は業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 36 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 3 条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(平成 16 年 12 月 20 日 掲示済)

奈良市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 16 年 12 月 20 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 45 号

奈良市職員定数条例の一部を改正する条例

奈良市職員定数条例 (昭和 28 年奈良市条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中 「2,240 人」を 「2,230 人」に改め、同条第 5 号中 「564 人」を 「534 人」に改め、同条第 10 号中 「354 人」を 「394 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 16 年 12 月 20 日 掲示済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 16 年 12 月 20 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 46 号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例 (平成 12 年奈良市条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

別表中第 144 項を第 148 項とし、第 140 項から第 143 項までを 4 項ずつ繰り下げ、同表第 139 項中 【平成 14 年法律第 87 号】を削り、同項を同表第 143 項とし、同表第 138 項の次に次のように加える。

139	引取業登録申請手数料	使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成 14 年法律第 87 号) 第 4 条第 1 項の規定に基づく引取業の登録の申請に対する審査	1 件につき 4,000 円
140	引取業登録更新申請手数料	使用済自動車の再資源化等に関する法律第 42 条第 2 項の規定に基づく引取業の登録の更新の申請に対する審査	1 件につき 3,000 円
141	フロン類回収業登録申請手数料	使用済自動車の再資源化等に関する法律第 53 条第 1 項の規定に基づくフロン類回収業の登録の申請に対する審査	1 件につき 6,000 円
142	フロン類回収業登録更新申請手数料	使用済自動車の再資源化等に関する法律第 53 条第 2 項の規定に基づくフロン類回収業の登録の更新の申請に対する審査	1 件につき 4,000 円

附 則

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。
(平成 16 年 12 月 20 日 掲示済)

奈良市総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 16 年 12 月 20 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 47 号

奈良市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

奈良市総合福祉センター条例 (昭和 59 年奈良市条例第 11 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中 「社会福祉事業」を 身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (以下 「障がい者」という。) のための施策その他の社会福祉施策」に改める。

第 3 条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 障がい者福祉センターみどりの家
 - ア みどりの家福祉センター
 - イ みどりの家歯科診療所
 - ウ みどりの家はり・きゆう治療所
 - エ 福祉ホール
- (2) 授産施設みどりの家

第 3 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

第 1 章中第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(指定管理者)

第 4 条の 2 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次の各号に掲げる総合福祉センターの管理に関する業務を、当該各号に掲げる業務ごとに市長が指定するもの (以下 「指定管理者」という。) に行わせるものとする。

(1) 次に掲げる業務

ア 次条 (第 3 号及び第 4 号を除く。) 、第 9 条、第 14 条及び第 16 条に掲げる事業の実施に関すること。

イ 総合福祉センター (みどりの家歯科診療所及びみどりの家はり・きゆう治療所を除く。) の利用承認及び利用制限に関すること。

ウ 総合福祉センターの施設及び附属設備 (以下 「施設等」という。) の維持管理に関すること。

エ その他市長が定めること。

(2) みどりの家歯科診療所における歯科医療相談及び歯科診療に関する業務

2 前項第 1 号に掲げる業務に係る指定管理者は、社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 2 条第 2 項に規定する第一種社会福祉事業を運営できる社会福祉法人でなければならない。

3 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、総合福祉センターを管理しなければならない。

4 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定により提出された書類その他必要な事項を調査し、その経営状況、実績等を勘案して総合福祉センターの管理を行わせるのに最も適当であると認められたものを指定管理者として指定する。

第 2 章 心身障害者福祉センター」を 「第 2 章 障がい者福祉センターみどりの家」に改める。

第 5 条中 「心身障害者福祉センター」を 「障がい者福祉センターみどりの家」に改め、同条第 1 号中 「心身障害者」を 「障がい者」に改め、同条第 2 号中 「心身障害児・者のデイサービス」を 「身体障害者デイサービス及び児童デイサービス」に改め、同条第 3 号及び第 4 号中 「心身障害者」を 「障がい者」に改め、同条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 社会福祉事業及び社会福祉活動を促進するために必要な便宜の提供に関すること。

第 6 条中 「みどりの家」を 「障がい者福祉センターみどりの家」に改め、同条第 1 号を次のように改める。

(1) 障がい者及びその介護を行う者

第 7 条中 「みどりの家」を 「みどりの家福祉センター」に改め、**「の」**の次に 「及び福祉ホール」を加え、**「市長」**を 「指定管理者」に改める。

第 8 条第 3 項中 「、知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) 第 15 条の 5 第 2 項第 1 号」を削る。

第 4 章を削る。

第 3 章を次のように改める。

第 3 章 授産施設みどりの家

(事業)

第 9 条 授産施設みどりの家は、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) 第 5 条第 4 項に規定する知的障害者授産施設支援に関すること。

(2) 知的障害者福祉法第 4 条第 9 項に規定する知的障害者短期入所事業に関すること。

(3) 知的障害者福祉法第 16 条第 1 項第 2 号に規定する措置に関すること。

(4) その他市長が必要と認める事業

(利用の承認)

第 10 条 授産施設みどりの家を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用の取消し)

第 11 条 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、前条の承認を取り消すことができる。

(1) 前条の承認を受けた者が、支援費の支給決定を取り消されたとき。

(2) 授産施設みどりの家の運営に著しい支障があると認められたとき。

(3) その他授産施設みどりの家を利用させることが適当でないと認められたとき。

(利用料金)

第 12 条 第 9 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号に規定する事業を利用する者は、利用料金を支払わなければならない。

2 前項の利用料金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第 9 条第 1 号の事業 知的障害者福祉法第 15 条の 11 第 2 項第 1 号の規定に基づき市長が定める基準により算定した額

(2) 第 9 条第 2 号の事業 知的障害者福祉法第 15 条の 5 第 2 項第 1 号の規定に基づき市長が定める基準により算定した額

(3) 第 9 条第 4 号の事業 当該事業の実施に要する費用を勘案して市長がその都度定める額

3 地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第 13 条 指定管理者は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

第 14 条及び第 15 条第 1 号中 「心身障害者」を 「障がい者」に改める。

第 5 章を第 4 章とする。

第 16 条第 1 号から第 3 号までの規定中 「心身障害者」を 「障がい者」に改める。

第 1 条第 1 号を次のように改める。

(1) 障がい者及びその介護を行う者

第 19 条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 6 章を第 5 章とする。

第 20 条を次のように改める。

(損害賠償)

第 20 条 総合福祉センターを利用する者は、施設等をき損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

第 2 条を第 23 条とし、第 20 条の次に次の 2 条を加える。

(行為の禁止)

第 2 条 総合福祉センターを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等をき損し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。
- (3) 承認を受けないで物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (4) 承認を受けないで印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (5) 指定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、管理に支障がある行為をすること。

(入場の禁止等)

第 22 条 市長は、次のいずれかに該当する者に対しては、総合福祉センターの入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
- (2) 前号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者

第 7 章を第 6 章とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 章中第 4 条の次に 1 条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例の規定による改正前の奈良市総合福祉センター条例第 7 条及び第 10 条の規定により行われた利用承認は、この条例による改正後の奈良市総合福祉センター条例第 7 条の規定により行われた利用承認とみなす。

(平成 16 年 12 月 20 日 揭示済)

奈良市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 16 年 12 月 20 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 48 号

奈良市屋外広告物条例の一部を改正する条例

奈良市屋外広告物条例(平成 13 年奈良市条例第 52 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 29 条」を「第 29 条の 4」に、「第 35 条」を「第 36 条」に改める。

第 1 条を次のように改める。

(目的)

第 1 条 この条例は、屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。)に基づき、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

第 2 条中「屋外広告物法」を「法」に改める。

第 4 条第 1 号中「美観風致」を「良好な景観又は風致」に改める。

第 5 条第 1 号中「第 56 条の 10 第 1 項」を「第 78 条第 1 項」に、「第 69 条第 1 項」を「第 109 条第 1 項」に、「第 70 条第 1 項」を「第 110 条第 1 項」に改め、同条第 11 号中「美観風致」を「良好な景観を形成し、又は風致」に改める。

第 6 条第 1 項第 10 号中「美観風致」を「良好な景観を形成し、又は風致」に改め、同条第 2 項中「はり札又は立看板」を「はり札等、広告旗又は立看板等」に改める。

第 20 条を次のように改める。

第 20 条 削除

第 22 条第 3 号中「第 20 条第 1 項」を「次条第 1 項」に改める。

第 23 条の見出しを〔違反に対する措置〕に改め、同条第 1 項を次のように改める。

市長は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可に付した条件に違反した広告物又はこれを掲出する物件については、広告物設置者等に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は 5 日以上 の 期限 を 定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

第 23 条第 2 項中「除却を」を「措置を」に、「当該広告物又はこれを掲出する物件を設置する者」を「広告物設置者等」に、「告示しなければならない」を「公告するものとする」に改め、同条の次に次の 6 条を加える。

(広告物又はこれを掲出する物件を保管した場合の公示事項)

第 23 条の 2 法第 8 条第 2 項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物又はこれを掲出する物件の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物又はこれを掲出する物件の放置され

ていた場所及びその広告物又はこれを掲出する物件を
除却した日

(3) その広告物又はこれを掲出する物件の保管を始めた
日及び保管の場所

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、保管した広告物又はこ
れを掲出する物件を返還するため必要と認められる事
項

(広告物又はこれを掲出する物件を保管した場合の公示
方法)

第 23 条の 3 法第 8 条第 2 項の規定による公示は、次に掲
げる方法により行わなければならない。

(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算
して 14 日間 (法第 8 条第 3 項第 1 号に規定する広告
物については、2 日間)、規則で定める場所に掲示す
る。

(2) 法第 8 条第 3 項第 2 号に規定する広告物又はこれを
掲出する物件については、前号の公示の期間が満了し
ても、なおその広告物又はこれを掲出する物件の所有
者、占有者その他当該広告物又はこれを掲出する物件
について権原を有する者 (第 23 条の 7 において「所
有者等」という。) の氏名及び住所を知ることができ
ないときは、前条各号に規定する公示事項を公報等に
掲載する。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うととも
に、保管物件の一覧簿を規則で定める場所に備え付け、
かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければ
ならない。

(広告物又はこれを掲出する物件の価額の評価の方法)

第 23 条の 4 法第 8 条第 3 項の規定による広告物又はこ
れを掲出する物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該
広告物又はこれを掲出する物件の使用期間、損耗の程度
その他当該広告物又はこれを掲出する物件の価額の評価
に関する事情を勘案してするものとする。この場合にお
いて、市長は、必要があると認めるときは、広告物又は
これを掲出する物件の価額の評価に関し専門的知識を有
する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物又はこれを掲出する物件を売却する場
合の手続)

第 23 条の 5 市長は、法第 8 条第 3 項の規定による保管し
た広告物又はこれを掲出する物件について、規則で定め
る方法により売却するものとする。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第 23 条の 6 法第 8 条第 3 項各号の条例で定める期間は、
次のとおりとする。

(1) 法第 7 条第 4 項の規定により除却された広告物 2
日

(2) 特に貴重な広告物又はこれを掲出する物件 3 月

(3) 前 2 号に掲げる広告物又はこれを掲出する物件以外
の広告物又はこれを掲出する物件 2 週間

(広告物又はこれを掲出する物件を返還する場合の手続)

第 23 条の 7 市長は、保管した広告物又はこれを掲出する

物件 (法第 8 条第 3 項の規定により売却した代金を含む。)
を当該広告物又はこれを掲出する物件の所有者等に返還
するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証す
るに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が
その広告物又はこれを掲出する物件の返還を受けるべき
所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換え
に返還するものとする。

第 26 条を次のように改める。

(屋外広告業の登録)

第 26 条 屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受
けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5 年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もう
とする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第 2
項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分が
なされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満
了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有す
る。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、
その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の
日の翌日から起算するものとする。

第 26 条の次に次の 7 条を加える。

(登録の申請)

第 26 条の 2 前条第 1 項又は第 3 項の規定により登録を受
けようとする者 (以下「登録申請者」という。) は、市
長に次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなけ
ればならない。

(1) 商号、名称又は氏名及び住所

(2) 市内において営業を行う営業所の名称及び所在地

(3) 法人である場合においては、その役員 (業務を執行
する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をい
う。以下同じ。) の氏名

(4) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者
である場合においては、その法定代理人の氏名及び住
所

(5) 第 2 号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名
及び所属する営業所の名称

2 前項の登録申請書には、登録申請者 (法人である場合
においてはその役員を、営業に関し成年者と同一の能力
を有しない未成年者である場合においてはその法定代理
人を含む。) が第 26 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当
しない者であることを誓約する書類その他の規則で定め
る書類を添えなければならない。

(登録の実施)

第 26 条の 3 市長は、前条の規定による書類の提出があっ
たときは、次条第 1 項の規定により登録を拒否する場合
を除き、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録
簿に登録しなければならない。

(1) 前条第 1 項各号に掲げる事項

(2) 登録年月日及び登録番号

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 市長は、第 1 項の屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第 26 条の 4 市長は、登録申請者が次のいずれかに該当するとき、又は第 26 条の 2 第 1 項の登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 第 29 条の 2 第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分の日から 2 年を経過しない者

(2) 屋外広告業者(第 26 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第 29 条の 2 第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日から 30 日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分の日から 2 年を経過しないもの

(3) 第 29 条の 2 第 1 項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

(5) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうちに第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 市内において営業を行う営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録申請手数料)

第 26 条の 5 第 26 条第 1 項又は第 3 項の規定により登録を受けようとする者は、登録申請の際、別表第 2 に定める手数料を納付しなければならない。

2 既納の手数料は還付しない。

(登録事項の変更の届出)

第 26 条の 6 屋外広告業者は、第 26 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が第 26 条の 4 第 1 項第 5 号から第 7 号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第 26 条の 2 第 2 項の規定は、第 1 項の規定による届出について準用する。

(廃業の届出)

第 26 条の 7 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日(第 1 号の場合にあっては、その事実を知った日)

から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

(3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人

(4) 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人

(5) 市内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第 26 条の 8 市長は、屋外広告業者の登録がその効力を失ったとき又は第 29 条の 2 第 1 項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

第 2 条第 2 項中「別表第 2」を「別表第 3」に改める。

第 28 条を次のように改める。

(業務主任者の設置)

第 28 条 屋外広告業者は、市内で営業を行う営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

(1) 法第 10 条第 2 項第 3 号の規定による国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示又はこれを掲出する物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

(2) 前条第 1 項の講習会の課程を修了した者(以下「講習会修了者」という。)

(3) 他の都道府県又は指定都市若しくは中核市の行う講習会の課程を修了した者

(4) 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの

(5) 市長が、規則で定めるところにより、講習会修了者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関することを行うものとする。

(1) この条例その他広告物の表示及びこれを掲出する物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

(2) 広告物の表示又はこれを掲出する物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は設置に係る安全の確保に関すること。

(3) 第 28 条の 3 に規定する帳簿の記載に関すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

第 28 条の次に次の 2 条を加える。

(標識の掲示)

第 28 条の 2 屋外広告業者は、市内で営業を行う営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を掲示

しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第 28条の 3 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、市内で営業を行う営業所ごとに帳簿を備え、営業に関する事項を記載し、これを保存しなければならない。

第 29条中「屋外広告業」を「市内において屋外広告業」に、「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に改め、第 4 章中同条の次に次の 3 条を加える。

(登録の取消し等)

第 29条の 2 市長は、屋外広告業者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。
- (2) 第 26条の 4 第 1 項第 2 号又は第 4 号から第 7 号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第 26条の 6 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第 26条の 4 第 2 項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

(監督処分簿の備付け等)

第 29条の 3 市長は、前条第 1 項の規定による処分をしたときは、次に掲げる事項を屋外広告業者監督処分簿に記載しなければならない。

- (1) 処分の年月日及び内容
- (2) 処分前の登録年月日及び登録番号

2 市長は、前項の屋外広告業者監督処分簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(報告及び検査)

第 29条の 4 市長は、市内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又は当該職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、立入検査員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 33条の前の見出しを削り、同条を第 33条の 2 とし、第 6 章中同条の前に次の 1 条を加える。

(罰則)

第 33条 次のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 26条第 1 項又は第 3 項の規定に違反して登録を受けずに屋外広告業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第 26条第 1 項又は第 3 項の登録を受けた者
- (3) 第 29条の 2 第 1 項の規定による営業の停止の命令

に違反した者

第 34条第 4 号を次のように改める。

(4) 削除

第 34条第 6 号から第 8 号までを次のように改める。

(6) 第 26条の 6 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(7) 第 28条第 1 項の規定に違反した者

(8) 第 29条の 4 第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第 35条中「前 2 条」を「前 3 条」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 36条 次のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

(1) 第 26条の 7 第 1 項の規定による届出を怠った者

(2) 第 28条の 2 の規定による標識を掲げなかった者

(3) 第 28条の 3 の規定による帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

別表第 2 を別表第 3 とし、別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 (第 26条の 5 関係)

屋外広告業登録(更新)申請手数料	1 件につき 10,000 円
------------------	-----------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条、第 2 条、第 4 条、第 5 条第 11号、第 6 条、第 20条、第 22条及び第 23条の改正規定、同条の次に 6 条を加える改正規定並びに第 29条及び第 34条第 4 号の改正規定は、同年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の奈良市屋外広告物条例(以下「旧条例」という。)第 26条第 1 項の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者については、この条例の施行の日から 6 月(当該期間内にこの条例による改正後の奈良市屋外広告物条例(以下「新条例」という。)第 26条の 4 第 1 項の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)は、新条例の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。その者がこの期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

3 この条例の施行の際現に旧条例第 28条第 1 項に規定する講習会修了者等である者は、新条例第 28条第 1 項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平成 16年 12月 20日 掲 示 済)

奈良市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 16年 12月 20日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 49号

奈良市下水道条例の一部を改正する条例

奈良市下水道条例(昭和 51年奈良市条例第 16号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 4 号中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

附 則

この条例は、平成 17年 1月 1日 から施行する。

(平成 16年 12月 20日 掲 示 済)

奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 16年 12月 20日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 50号

奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

奈良市農業集落排水処理施設条例(平成 12年奈良市条例第 43号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

田原地区農業集落排水処理施設	奈良市横田町、茗荷町、矢田原町、南田原町、中之庄町、中貫町、大野町、日笠町、沓掛町、此瀬町、和田町、須山町、田原春日野町
----------------	--

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成 16年 12月 20日 掲 示 済)

奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 16年 12月 20日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 51号

奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例(昭和 61年奈良市条例第 9号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「94,800」を「98,400」に、「111,600」を「115,200」に、「70,800」を「73,200」に改める。

第 3 条第 1 項の表中「39,500」を「41,000」に、「31,600」を「32,800」に、「23,700」を「24,600」に、「46,500」を「48,000」に、「37,200」を「38,400」に、「27,900」を「28,800」

に、「29,500」を「30,500」に、「23,600」を「24,400」に、「17,700」を「18,300」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17年 4月 1日 から施行する。

(経過措置)

2 平成 17年 3月 31日に高等学校又は幼稚園に在学又は在園している者に係る授業料の額及びその納付については、この条例による改正後の奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成 17年 4月 1日以後において高等学校又は幼稚園に転学、編入学若しくは再入学又は転園、編入園若しくは再入園をする者に係る授業料の額及びその納付については、改正後の条例第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、その者の属する学年に在学又は在園している者の授業料の額及びその納付と同様とする。

(平成 16年 12月 20日 掲 示 済)

奈良市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 16年 12月 20日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 52号

奈良市公民館条例の一部を改正する条例

奈良市公民館条例(昭和 39年奈良市条例第 13号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中

「	奈良市立中央公民館	奈良市上三条町 23番地の 4	」を
	奈良市立南部公民館	奈良市山町 2番地の 1	
	奈良市立西部公民館	奈良市学園南三丁目 1 番 5 号	

「	奈良市立中部公民館	奈良市上三条町 23番地の 4	」に
	奈良市立西部公民館	奈良市学園南三丁目 1 番 5 号	
	奈良市立南部公民館	奈良市山町 2番地の 1	

改める。

第 4 条第 1 項中「奈良市立中央公民館」を「奈良市生涯学習センター」に改める。

附 則

この条例は、平成 17年 4月 1日 から施行する。

(平成 16年 12月 20日 掲 示 済)

奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 16年 12月 20日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 53号

奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例

奈良市役所出張所設置条例(昭和 30年奈良市条例第 35

号)の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

奈良市月ヶ瀬行政センター	奈良市月ヶ瀬尾山 2,845番地	月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野
奈良市都祁行政センター	奈良市針町 2,176番地	都祁南之庄町、都祁甲岡町、来迎寺町、都祁友田町、蘭生町、都祁小山戸町、都祁相河町、都祁吐山町、都祁こぶしが丘、都祁白石町、針町、針ヶ別所町、小倉町、上深川町、下深川町、荻町、都祁馬場町

附 則

この条例は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(平成 16年 12月 20日 掲 示 済)

奈良市月ヶ瀬福祉センター条例をここに公布する。
平成 16年 12月 20日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 54号

奈良市月ヶ瀬福祉センター条例

(目的及び設置)

第 1 条 市民の福祉活動の振興及び健康の増進を図り、もって市民の福祉の向上に資するため、福祉センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈良市月ヶ瀬福祉センター	奈良市月ヶ瀬尾山 1,124番地

(事業)

第 3 条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 福祉活動の支援及び交流の場の提供に関する事
- (2) 福祉、保健等に関する講習会、講座等の開催に関する事
- (3) 健康相談、保健指導、健康診査等の実施に関する事
- (4) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

(指定管理者)

第 4 条 地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 244条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げるセンターの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- (1) 前条(第 3 号を除く。)に規定する事業の実施に関する事
- (2) センターの使用承認及び使用制限に関する事
- (3) センターの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する事
- (4) その他市長が定める事

- 2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、センターを管理しなければならない。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により提出された書類その他必要な事項を調査し、その経営状況、実績等を勘案してセンターの管理を行わせるのに最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(使用承認)

第 5 条 センターのうち別表に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。

- 2 指定管理者は、前項の承認に際し、センターの管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。
- 3 指定管理者は、次のいずれかに該当すると認めるときは、第 1 項の承認をしてはならない。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 施設等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (3) 前 2 号に定めるもののほか、管理上支障があるとき。

(使用承認の変更等)

第 6 条 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、センターの使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により承認を受けたとき。
- (3) 災害その他不可抗力による理由により使用することができなくなったとき、又は使用することが不相当と認められるとき。
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、公益上又は管理上指定管理者が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により使用の条件の変更若しくは使用の停止又は使用の承認の取消しを受けた者に生じた損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。

(使用料)

第 7 条 センターの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 8 条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第 9 条 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責

めに帰すことができない理由により使用することができなくなったときその他市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の義務)

第 10 条 使用者は、施設等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 11 条 使用者は、センターを使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(損害賠償)

第 12 条 センターを利用する者は、施設等をき損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(行為の禁止)

第 13 条 センターを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等をき損し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。
- (3) 承認を受けないで物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。

(4) 承認を受けないで印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。

(5) 喫煙すること。

(6) 指定の場所以外で火気を使用すること。

(7) 前各号に定めるもののほか、管理に支障がある行為をすること。

(入場の禁止等)

第 14 条 指定管理者は、次のいずれかに該当する者に対しては、センターの入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

(1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者

(2) 前号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者

(委任)

第 15 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日に月ヶ瀬村長が行った月ヶ瀬村福祉センターの使用許可及び月ヶ瀬村長に対して行われた当該使用許可の申請は、同日以後においては、この条例の相当規定により行われたセンターの使用承認及び当該使用承認の申請とみなす。

別表 (第 5 条・第 7 条関係)

1 談話室、料理実習室及び会議室使用料

区 分	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
	9: 00~ 12: 00	13: 00~ 17: 00	18: 00~ 21: 00	9: 00~ 17: 00	13: 00~ 21: 00	9: 00~ 21: 00
談 話 室	2,500 円	2,500 円	2,500 円	5,000 円	5,000 円	7,500 円
料 理 実 習 室	2,500	2,500	2,500	5,000	5,000	7,500
会 議 室	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000

2 パターゴルフ場、グラウンドゴルフ場及びゲートボール場使用料

区 分	使 用 料
パ タ ー ゴ ル フ 場	1 人 1 ラウンドにつき 250 円
グ ラ ウ ン ド ゴ ル フ 場	1 人 1 ラウンドにつき 150 円
ゲ ー ト ボ ー ル 場	1 人 1 時間につき 150 円

3 ミニグラウンド及びグラウンド (多目的広場) 使用料

区 分	午 前	午 後	全 日
	9: 00~ 12: 00	13: 00~ 17: 00	9: 00~ 17: 00
ミニグラウンド	300 円	300 円	600 円
グラウンド (多目的広場)	500	500	1,000

4 附属設備及びその使用料

市長が規則で定める附属設備について、当該規則で定める額

(平成 16年 12月 20日 掲 示 済)

規 則

奈良市総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 12月 20日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 78号

奈良市総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市総合福祉センター条例施行規則(昭和 59年奈良市規則第 43号)の一部を次のように改正する。

第 2 章 心身障害者福祉センター」を「第 2 章 障がい者福祉センターみどりの家」に、「第 1 節 みどりの家」を「第 1 節 みどりの家福祉センター」に改める。

第 3 条中「施設で」を削る。

第 4 条第 1 項中「奈良市総合福祉センターみどりの家利用申込書」を「奈良市障がい者福祉センターみどりの家利用申込書」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 5 条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 6 条の次に次の節名を付する。

第 3 節 福祉ホール

第 7 条及び「第 3 章 福祉ホール」を削る。

第 2 章第 3 節中第 8 条を第 7 条とする。

第 4 章を削り、第 2 章の次に次の 1 章を加える。

第 3 章 授産施設みどりの家

(定員)

第 8 条 授産施設みどりの家の定員は、40人とする。

(利用の手続)

第 9 条 授産施設みどりの家を利用しようとする者又はその保護者は、奈良市授産施設みどりの家利用申込書(別記第 6 号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(1) 利用しようとする者の健康診断書

(2) その他市長が必要と認める書類

2 指定管理者は、前項の規定による申込みがあつたときは、速やかに利用の可否を決定するものとする。

3 指定管理者は、前項の決定に当たっては、市長、民生委員、障がい者団体その他関係機関の意見を聴取することができる。

(利用の取消し)

第 10 条 授産施設みどりの家を利用する者(以下「利用者」という。)は、その利用を取り消そうとするときは、あらかじめその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(利用料金の減免)

第 10 条の 2 条例第 13 条に規定する規則で定める特別の理由は、次のとおりとする。

(1) 利用者又はその保護者の死亡等により利用料金を徴収できないと指定管理者が認めた場合

(2) 指定管理者が利用者からの利用料金によらずに事業を行うことができると認めた場合

第 5 章を第 4 章とする。

第 12 条及び第 13 条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 6 章を第 5 章とする。

第 15 条及び第 16 条を削り、第 7 章中第 17 条を第 15 条とする。

第 7 章を第 6 章とする。

別表第 1 心身障害者福祉センターの部中「心身障害者福祉センター」を「障がい者福祉センターみどりの家」に改め、同部みどりの家の項中「みどりの家」を「みどりの家福祉センター」に改め、同部みどりの家歯科診療所の項中「休日」を「国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)」に改め、同部に次のように加える。

福祉ホール	午前 9 時から午後 9 時まで(水曜日は、午前 9 時から午後 5 時まで)	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日の翌日(日曜日及び火曜日を除く。) (3) 12月 29日から翌年 1月 3日まで
-------	---	--

別表第 1 福祉ホールの部を削り、同表心身障害者福祉作業所の部中「心身障害者福祉作業所」を「授産施設みどりの家」に改める。

別記第 1 号様式中「奈良市総合福祉センターみどりの家利用申込書」を「奈良市障がい者福祉センターみどりの家利用申込書」に、「奈良市長」を「指定管理者」に、「奈良市総合福祉センターみどりの家の」を「奈良市障がい者福祉センターみどりの家の」に、

「

日常動作訓練室

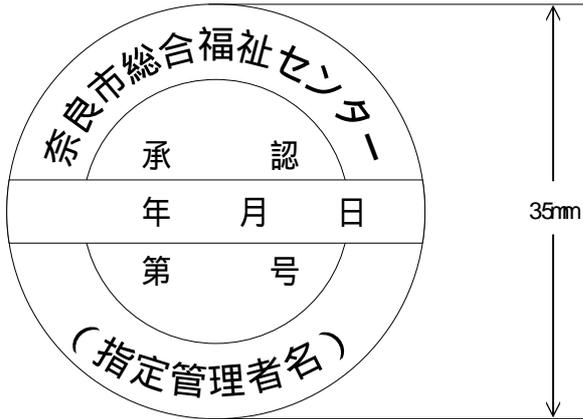
」を「

日常動作訓練室
福祉ホール

」に改める。

別記第 2 号様式を次のように改める。

第 2 号様式 (第 4 条・第 12 条関係)



別記第 6 号様式及び第 7 号様式を次のように改める。

第6号様式(第9条関係)

奈良市授産施設みどりの家利用申込書

年 月 日

(あて先) 指定管理者

申込者 住所
氏名
電話 ()

次のとおり奈良市授産施設みどりの家を利用したいので申し込みます。

利用しようとする者	氏名		生年月日	年	月	日
	住所				性別	男 女
	希望するサービス	入所(通所) 短期入所 その他()				
	希望時期	年 月 日から 年 月 日まで 短期入所の場合 時 分から 時 分まで				
家族	世帯主等の氏名					
	住所					
	連絡方法	昼間 電話 () 夜間 電話 ()				
添付書類	(1) 利用しようとする者の健康診断書 (2) その他市長が必要と認める書類					

第 7 号様式 削除

別記第 9 号様式中 「奈良市長」を 「指定管理者」に改める。

附 則

この規則は、平成 17年 4 月 1 日から施行する。
(平成 16年 12月 20日 揭示済)

奈良市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 12月 20日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 79号

奈良市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則等の一部を改正する規則

(奈良市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則の一部改正)

第 1 条 奈良市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則(平成 3 年奈良市規則第 20号)の一部を次のように改正する。

第 11条第 1 項中 「破産宣告」を 「破産手続開始の決定」に改める。

(奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則(昭和 45年奈良市規則第 18号)の一部を次のように改正する。

第 13条第 3 項中 「破産の宣告」を 「破産手続開始の決定」に改める。

(奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則の一部改正)

第 3 条 奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則(平成 6 年奈良市規則第 49号)の一部を次のように改正する。

第 12条第 3 号中 「破産の宣告」を 「破産手続開始の決定」に改める。

附 則

この規則は、平成 17年 1 月 1 日から施行する。
(平成 16年 12月 20日 揭示済)

奈良市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 12月 21日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 80号

奈良市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市屋外広告物条例施行規則(平成 14年奈良市規則第 42号)の一部を次のように改正する。

第 12条の次に次の 2 条を加える。

(広告物又はこれを掲出する物件を保管した場合の公示場所等)

第 12条の 2 条例第 23条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 項に規定する規則で定める場所は、都市計画部景観課内とする。

(保管した広告物又はこれを掲出する物件を売却する方法)

第 12条の 3 条例第 23条の 5 の規定による保管した広告物又はこれを掲出する物件の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物又はこれを掲出する物件その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物又はこれを掲出する物件については、随意契約により売却することがある。

2 市長は、前項本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも 5 日前までに、次に掲げる事項を都市計画部景観課内に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示するものとする。

- (1) その広告物又はこれを掲出する物件の名称又は種類及び数量
- (2) 競争入札の日時、場所その他執行に係る事項
- (3) 契約条項の概要
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、第 1 項本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく 3 人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に前項各号に規定する事項をあらかじめ通知するものとする。

4 市長は、第 1 項ただし書の規定による随意契約によるうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴するものとする。

別表第 2 の 2 の表広告塔及び建植広告物又はこれらを掲出する物件の項中

「 3 建植広告物 表示面積は、30平方メートル以下であって、かつ地上から広告物の上端まで 5 メートル以下であること。」	を
--	---

「 3 建植広告物 (1) 表示面積は、30平方メートル以下であって、かつ地上から広告物の上端まで 5 メートル以下であること。 (2) 公共用地を占用して設置されたベンチを利用するものにあつては、次の事項に該当すること。 ア 広告物は、1 個とすること。 イ 掲出場所は、背もたれの部分のみとすること。 ウ 大きさは、縦は 15センチメートル以下、横は背もたれの幅の 10分の 6 以下であること。 エ 表示面の地色は白色とし、文	に改める。
--	-------

字文様は環境がもたらす背景色
に調和する色を使用すること。」

附 則

この規則は、平成 17年 1月 1日から施行する。
(平成 16年 12月 21日揭示済)

奈良市職員表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 12月 27日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 81号

奈良市職員表彰規則の一部を改正する規則

奈良市職員表彰規則(平成 2年奈良市規則第 18号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「及び教員」及び第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、同条第 2 項を削る。

第 4 条を次のように改める。

(表彰の時期)

第 4 条 表彰は、必要に応じ随時行うものとする。

第 6 条第 1 項中「第 2 条第 1 項各号(第 6 号)」を「第 2 条各号(第 5 号)」に改め、同条第 2 項中「第 2 条第 1 項各号」を「第 2 条各号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市職員表彰規則の規定は、平成 16年度に行う表彰から適用する。

(平成 16年 12月 27日揭示済)

奈良市職員互助会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 12月 27日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 82号

奈良市職員互助会規則の一部を改正する規則

奈良市職員互助会規則(昭和 40年奈良市規則第 15号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「親睦慰安」を「親睦」に改める。

第 6 条を次のように改める。

第 6 条 会員である期間は、会員の資格を取得した日の属する月から起算し、その資格を喪失した日の前日の属する月をもって終わるものとする。

第 25 条中「文化部 教養、慰安、親睦に関すること。」を削り、「厚生部 体育、保健、保養」を「事業部 教養、親睦、体育、保健及び保養」に、「喫茶、理髪、物品の購入あつせん及び指定店の選考」を「及び喫茶」に改める。

附 則

この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成 16年 12月 27日揭示済)

奈良市職員安全衛生規則の一部を改正する規則をここに

公布する。

平成 16年 12月 27日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 83号

奈良市職員安全衛生規則の一部を改正する規則

奈良市職員安全衛生規則(昭和 55年奈良市規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 9 号を第 13 号とし、第 8 号を第 11 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(12) 作業主任者 法第 14 条の規定により選任された者をいう。

第 2 条中第 7 号を第 8 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(9) 安全衛生推進者 法第 12 条の 2 の規定により選任された安全衛生推進者をいう。

(10) 衛生推進者 法第 12 条の 2 の規定により選任された衛生推進者をいう。

第 2 条中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 令 労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)をいう。

第 5 条第 2 項中「及び衛生管理者」を「衛生管理者、安全衛生推進者及び衛生推進者」に改め、同項第 3 号中「健康管理」を「健康の保持増進のための措置」に改める。

第 7 条に次の 1 項を加える。

6 安全管理者がやむを得ない理由によつて業務を行うことができないときは、代理者を置く。

第 8 条を次のように改める。

第 8 条 削除

第 9 条に次の 1 項を加える。

6 衛生管理者がやむを得ない理由によつて業務を行うことができないときは、代理者を置く。

第 10 条を次のように改める。

(安全衛生推進者等)

第 10 条 本市に、市長が定める事業場ごとに安全衛生推進者又は衛生推進者を置き、当該事業場の長をもつてこれに充てる。

2 安全衛生推進者は、総括安全衛生管理者の指揮を受けて第 5 条第 2 項各号の業務のほか、職員の安全衛生推進のため総括安全衛生管理者が必要と認める業務を行う。

3 衛生推進者は、総括安全衛生管理者の指揮を受けて第 5 条第 2 項各号の業務のうち衛生に係る事項のほか、職員の衛生推進のため総括安全衛生管理者が必要と認める業務を行う。

第 11 条を次のように改める。

(作業主任者)

第 12 条 本市に、令第 6 条各号に定める業務を行う事業場に作業主任者を置き、法第 14 条に規定する資格を有する職員のうちから市長が任命する。

2 作業主任者は、その所属する事業場において、令第 6 条各号に定める作業に従事する職員を指揮し、当該作業

に関し必要な措置を行わなければならない。

第 1 条第 1 項中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 総括安全衛生管理代理者

第 14 条第 2 項中「第 5 号」を「第 6 号」に、「**雅せん**」を「**雅薦**」に改める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 16 年 12 月 27 日 掲 示 済)

奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 16 年 12 月 27 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 84 号

奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例(平成 16 年奈良市条例第 50 号)の施行期日は、平成 17 年 1 月 21 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 16 年 12 月 27 日 掲 示 済)

告 示

奈良市告示第 640 号

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)第 10 条の規定により公告します。

平成 16 年 12 月 16 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

申請者住所	奈良県生駒市俣口町 137 番地の 7
申請者氏名	倉西 重宣
道路の位置	奈良市三碓五丁目 181 番地の 3 の一部
道路の幅員	5.0メートル～5.4メートル
道路の延長	16.47メートル
指定年月日	平成 16 年 12 月 16 日
指 定 番 号	第 16009 号

(平成 16 年 12 月 16 日 掲 示 済)

奈良市告示第 641 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59 年奈良市条例第 23 号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 16 年 12 月 16 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16 年 12 月 16 日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目 288- 1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日(平成元年奈良市条例第 3 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日(毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000 円

イ 保管費 1,000 円(ただし、移動日から 14 日以内は無料)

8 連絡先

奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111 代表

(平成 16 年 12 月 16 日 掲 示 済)

奈良市告示第 642 号

結核予防法(昭和 26 年法律第 96 号)第 36 条第 1 項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令(昭和 26 年政令第 142 号)第 2 条の 5 第 1 項の規定により告示します。

平成 16 年 12 月 16 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

名 称	所 在 地	指定年月日
市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目 50 番 1 号	平成 16 年 12 月 1 日
サン薬局西ノ京店	奈良市六条三丁目 15- 5	平成 16 年 12 月 1 日

(平成 16 年 12 月 16 日 掲 示 済)

奈良市告示第 643 号

平成 16 年奈良市議会 12 月定例会において成立した次に

掲げる予算の要領を地方自治法（昭和 22年法律第 67号）
第 219条第 2 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 16年 12月 16日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 平成 16年度奈良市一般会計補正予算（第 3号）
- 2 平成 16年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算（第 3号）
- 3 平成 16年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第 1号）
- 4 平成 16年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1号）
- 5 平成 16年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第 2号）
- 6 平成 16年度奈良市水道事業会計補正予算（第 1号）

平成 16年度奈良市一般会計補正予算（第 3号）

平成 16年度奈良市の一般会計補正予算（第 3号）は、次

に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 280,886 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 115,951,912千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213条第 1 項の規定により繰り越しして使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 1,032,020	千円 3,000	千円 1,035,020
	2 負 担 金	1,027,955	3,000	1,030,955
15 国 庫 支 出 金		15,137,634	94,000	15,231,634
	1 国 庫 負 担 金	11,784,971	19,000	11,803,971
	2 国 庫 補 助 金	3,038,117	161,100	2,877,017
	4 国 庫 交 付 金	209,863	236,100	445,963
20 繰 越 金		457,195	249,886	707,081
	1 繰 越 金	457,195	249,886	707,081
22 市 債		19,196,100	66,000	19,130,100
	1 市 債	19,196,100	66,000	19,130,100
歳 入 合 計		115,671,026	280,886	115,951,912

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		千円 782,337	千円 18	千円 782,319
	1 議 会 費	782,337	18	782,319
2 総 務 費		12,290,201	289,971	12,580,172
	1 総 務 管 理 費	8,541,046	476,372	9,017,418
	2 企 画 費	1,678,885	80,000	1,598,885
	3 徴 税 費	1,278,410	81,374	1,197,036
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	381,167	17,494	363,673
	5 選 挙 費	266,561	5,378	261,183
	6 統 計 調 査 費	46,561	802	45,759
3 民 生 費		34,274,491	107,429	34,381,920
	1 社 会 福 祉 費	13,323,249	27,003	13,350,252
	2 児 童 福 祉 費	10,647,610	78,327	10,725,937
	3 生 活 保 護 費	10,201,138	17,912	10,219,050
4 衛 生 費		99,940	15,813	84,127
	5 国 民 年 金 事 務 費	99,940	15,813	84,127
4 衛 生 費		10,977,570	15,705	10,961,865

	1 保健衛生費	1,356,955	13,897	1,343,058
	2 保健所費	2,462,776	8,218	2,454,558
	3 清掃費	6,092,310	6,410	6,098,720
5 労働費		167,163	6,054	161,109
	1 労働諸費	167,163	6,054	161,109
6 農林水産業費		751,918	25,070	726,848
	1 農林費	751,918	25,070	726,848
7 商工費		1,921,540	6,778	1,914,762
	1 商工費	1,921,540	6,778	1,914,762
8 観光費		597,444	19,915	577,529
	1 観光費	597,444	19,915	577,529
9 土木費		14,313,533	15,311	14,298,222
	1 土木管理費	208,876	5,487	203,389
	2 道路橋梁費	2,073,320	16,066	2,089,386
	3 河川費	470,052	10,191	459,861
	4 都市計画費	10,287,178	4,594	10,291,772
	5 住宅費	1,274,107	20,293	1,253,814
10 消防費		3,637,019	8,711	3,645,730
	1 消防費	3,637,019	8,711	3,645,730
11 教育費		11,639,207	36,374	11,602,833
	1 教育総務費	2,432,925	22,995	2,409,930
	2 小学校費	1,668,566	1,849	1,666,717
	3 中学校費	975,267	2,210	973,057
	4 高等学校費	847,968	1,148	849,116
	5 幼稚園費	2,051,838	12,718	2,039,120
	6 社会教育費	1,827,650	639	1,827,011
	7 保健体育費	1,834,993	2,889	1,837,882
歳出合計		115,671,026	280,886	115,951,912

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
9 土木費			千円 783,000
	3 河川費	河川堤防改修事業	75,000
	4 都市計画費	街路事業	708,000
合 計			783,000

第 3 表 地方債補正

1 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
都市計画事業	千円 2,235,300	千円 2,169,300
計	19,196,100	19,130,100

平成 16 年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算
(第 3 号)

平成 16 年度奈良市の下水道事業費特別会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7,216

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,149,216 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 571,905	千円 990	千円 572,895
	1 国庫補助金	571,905	990	572,895
4 県支出金		285,021	1,090	286,111
	1 県補助金	285,021	1,090	286,111
6 繰入金		4,194,429	5,136	4,199,565
	1 一般会計繰入金	4,104,429	5,136	4,109,565
歳入合計		11,142,000	7,216	11,149,216

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		千円 5,970,790	千円 3,400	千円 5,974,190
	1 下水道費	3,292,990	7,500	3,300,490
	2 下水管渠費	2,459,100	4,100	2,455,000
2 農業集落排水事業費		867,767	3,816	871,583
	1 農業集落排水費	77,635	8,716	86,351
	2 農業集落排水施設整備費	790,132	4,900	785,232
歳出合計		11,142,000	7,216	11,149,216

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 下水道事業費			千円 479,000
	2 下水管渠費	下水管渠布設事業	479,000
合		計	479,000

平成16年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

平成16年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9,500

千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,552,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		千円 1,629,403	千円 9,500	千円 1,619,903
	1 一般会計繰入金	1,529,403	9,500	1,519,903
歳入合計		25,562,000	9,500	25,552,500

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 372,227	千円 9,500	千円 362,727
	1 総務管理費	301,915	9,500	292,415
歳出合計		25,562,000	9,500	25,552,500

平成16年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

平成16年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ75,600千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,798,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ご

の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 268,700	千円 35,050	千円 233,650
	1 国庫補助金	129,000	18,000	111,000
	2 国庫交付金	139,700	17,050	122,650
2 繰入金		1,209,300	22,550	1,186,750
	1 一般会計繰入金	1,209,300	22,550	1,186,750
3 市債		396,000	18,000	378,000
	1 市債	396,000	18,000	378,000
歳入合計		1,874,000	75,600	1,798,400

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 JR奈良駅周辺地区土地区画整理事業費		千円 492,600	千円 3,500	千円 489,100
	1 JR奈良駅周辺地区土地区画整理事業費	492,600	3,500	489,100
2 西大寺駅南地区土地区画整理事業費		522,900	46,000	476,900
	1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	522,900	46,000	476,900
3 JR奈良駅南地区土地区画整理事業費		137,500	26,100	111,400
	1 JR奈良駅南地区土地区画整理事業費	137,500	26,100	111,400
歳出合計		1,874,000	75,600	1,798,400

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 JR奈良駅周辺地区土地区画整理事業費			千円 192,500
	1 JR奈良駅周辺地区土地区画	JR奈良駅周辺地区土地区画整理事業	192,500

	整理事業費		
2 西大寺駅南 地区土地区画 整理事業費	1 西大寺駅南 地区土地区画 整理事業費	西大寺駅南地区土地区画整理事業	75,000
3 J R 奈良駅南 地区土地区画 整理事業費	1 J R 奈良駅南 地区土地区画 整理事業費	J R 奈良駅南地区土地区画整理事業	48,600
合 計			316,100

第3表 地方債補正

1 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
西大寺駅南地区土地区画整理事業	千円 152,000	千円 154,000
J R 奈良駅南地区土地区画整理事業	35,000	15,000
計	396,000	378,000

平成16年度奈良市介護保険特別会計補正予算(第2号)

平成16年度奈良市の介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ19,9

00千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,468,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		千円 2,382,978	千円 19,900	千円 2,363,078
	1 一般会計繰入金	2,270,478	19,900	2,250,578
歳入合計		14,488,600	19,900	14,468,700

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 527,117	千円 19,900	千円 507,217
	1 総務管理費	333,851	19,900	313,951
歳出合計		14,488,600	19,900	14,468,700

平成16年度奈良市水道事業会計補正予算(第1号)
(総則)

第1条 平成16年度奈良市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成16年度奈良市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 水道事業費用	9,268,000千円	7,185千円	9,275,185千円
第1項 営業費用	6,929,298千円	7,185千円	6,936,483千円

(資本的収入及び支出)
第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 2,512,000 千円」を「不足する額 2,494,859 千円」に、過年度分損益勘定留保資金 509,541 千円」を「過年度分損益勘定留

(科目) (既決予定額)
支

第 1 款 資本的支出	4,465,000 千円
第 1 項 施設整備事業費	211,462 千円
第 2 項 施設費	872,683 千円
第 3 項 配水施設改良費	728,257 千円
第 7 項 退職給与金	210,000 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目) (既決予定額)

(1) 職員給与費	1,997,308 千円
-----------	--------------

(平成 16 年 12 月 16 日揭示済)

奈良市告示第 644 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成 7 年法律第 39 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり公示します。

平成 16 年 12 月 17 日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

道路の種類	路線名	区間	延長
市道	三条線	上三条町 12 番 5 先から 下三条町 4 番 3 先までの 上下線	L = 165.7m

(平成 16 年 12 月 17 日揭示済)

奈良市告示第 645 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59 年奈良市条例第 23 号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 16 年 12 月 17 日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成 16 年 12 月 17 日
- 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及び JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成 16 年 12 月 17 日揭示済)

奈良市告示第 646 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59 年奈

保資金 599,492 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 1,946,233 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 1,839,141 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(補正予定額) (計)
出

17,141 千円	4,447,859 千円
1,769 千円	209,693 千円
12,726 千円	885,409 千円
54,260 千円	673,997 千円
26,162 千円	236,162 千円

(補正予定額) (計)

9,956 千円	1,987,352 千円
----------	--------------

奈良市条例第 23 号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 16 年 12 月 20 日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成 16 年 12 月 20 日
- 移動対象区域
近鉄あやめ池駅周辺及び近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成 16 年 12 月 20 日揭示済)

奈良市告示第 647 号

平成 15 年度軽自動車税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 及び奈良市税条例(昭和 46 年奈良市条例第 12 号)第 6 条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成 16 年 12 月 21 日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

1 この納税通知書の発送年月日	平成 16 年 5 月 10 日	
2 この公示送達により変更する納期限	変更前	平成 16 年 5 月 31 日
	変更後	平成 17 年 1 月 7 日
3 送達を受けるべき者	別紙のとおり	

別紙省略

(平成 16年 12月 21日 掲 示 済)

奈良市告示第 648号

国税徴収法(昭和 34年法律第 147号)第 68条第 1項の規定に基づく差押書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和 25年法律第 226号)第 20条の 2 及び奈良市税条例(昭和 46年奈良市条例第 12号)第 6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成 16年 12月 21日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 送達をすべき文書
差押書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成 16年 12月 21日 掲 示 済)

奈良市告示第 649号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 12月 21日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 12月 21日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成 16年 12月 21日 掲 示 済)

奈良市告示第 650号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 12月 21日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 許可の年月日及び番号
平成 16年 9月 27日 奈良市指令都整開第 04A - 27号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
 - (1) 開発行為 平成 16年 12月 21日 第 905号
 - (2) 公共施設 平成 16年 12月 21日 第 384号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市南京終町五丁目 377番地の 2

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市中央区上汐二丁目 2 番 1 号
株式会社ジョーコーポレーション
代表取締役 城下 堅司

5 公共施設の種類、位置及び区域

- (1) 道路
奈良市南京終町五丁目 377番地の 2 の一部
- (2) 下水道
奈良市南京終町五丁目 377番地の 2 の一部

(平成 16年 12月 21日 掲 示 済)

奈良市告示第 651号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 12月 22日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

- 平成 16年 3月 9日 奈良市指令都整開第 03A- 45号
平成 16年 1月 4日 奈良市指令都整開第 03A- 45- 1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

- (1) 開発行為 平成 16年 12月 22日 第 906号
- (2) 公共施設 平成 16年 12月 22日 第 385号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市高樋町 1450番地、1461番地の 1 の一部、1461番地の 2、1461番地の 3、1461番地の 4、1461番地の 5、1461番地の 6、1578番地の 1、1579番地の 1、1579番地の 2、1592番地の 3、1593番地の 3、1613番地の 1、1622番地の 1、1622番地の 5、1715番地の 1、1715番地の 3 の一部、1715番地の 5 の一部、1724番地の 2 の一部、1724番地の 3、1743番地の 6、1743番地の 7、1743番地の 8、1743番地の 9、1743番地の 11、1743番地の 12、1762番地の一部、1769番地の 1、1769番地の 2、1769番地の 3、1769番地の 4、1769番地の 5、1769番地の 7、1769番地の 9、1785番地の一部、1786番地の一部、1793番地、1935番地及び 1956番地並びに虚空蔵町 318番地の 2、370番地の 2、370番地の 11、370番地の 16、370番地の 18、370番地の 19、370番地の 20、370番地の 21、370番地の 22、371番地の 1、371番地の 2、372番地、373番地、374番地の 1、374番地の 2、375番地の 1、375番地の 2、375番地の 3、380番地の 1、380番地の 3、380番地の 4、380番地の 5、380番地の 6、381番地の 1、381番地の 2、381番地の 3、381番地の 4、381番地の 5、381番地の 6、382番地、383番地、384番地、385番地の 1、385番地の 2、386番地の 1、386番地の 3、388番地、389番地、391番地の 1、392番地、393番地の 1、395番地の 1 の一部、395番地の 2、396番地の 1、396番地の 2、396番地の 4、399

番地の 1、399番地の 3、401番地の 1、401番地の 3、401番地の 5、409番地、410番地、419番地、420番地、424番地の 1、430番地、434番地、436番地、442番地、443番地、444番地、446番地、447番地、448番地、468番地、469番地、470番地、471番地の 1、471番地の 2、471番地の 3、473番地の 1の一部、473番地の 3の一部、475番地、477番地、478番地の 2及び 478番地の 4

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市三島町 271番地

宗教法人 天理教

代表役員 飯降 政彦

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市虚空蔵町 318番地の 2、370番地の 19、370番地の 20、370番地の 21、370番地の 22、374番地の 2、375番地の 2、380番地の 4、380番地の 6、381番地の 4、381番地の 6、385番地の 2、386番地の 3

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
山陵第 2 幹線 - 81	奈良市山陵町 1065- 3	奈良市秋篠町 2 - 4
青野幹線 - 17	奈良市青野町 108- 1	奈良市青野町 108- 1
六条第 2 幹線 - 103	奈良市六条西三丁目 1323- 5	奈良市六条西三丁目 1481- 68
六条第 2 幹線 - 104	奈良市六条西三丁目 1323- 5	奈良市六条西三丁目 1481- 60
六条第 2 幹線 - 105	奈良市六条西三丁目 1323- 5	奈良市六条西三丁目 1481- 99
六条第 2 幹線 - 106	奈良市六条西三丁目 1510- 2	奈良市六条西三丁目 1508- 1
六条第 2 幹線 - 107	奈良市六条西三丁目 1511- 1	奈良市六条西三丁目 1511- 2
七条幹線 - 86	奈良市七条西町一丁目 586- 1	奈良市七条西町一丁目 595- 4
七条幹線 - 87	奈良市七条西町一丁目 595- 4	奈良市七条西町一丁目 1060- 1
北永井幹線 - 288	奈良市白毫寺町 375	奈良市白毫寺町 376- 7
明治幹線 - 204	奈良市南京終町 21- 1	奈良市南京終町 785- 6
明治幹線 - 205	奈良市南京終町 783- 2	奈良市南京終町 784- 3

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

和歌山県山田郡額田部南町 160番地 奈良県浄化センター
(平成 16年 12月 24日 掲 示 済)

奈良市告示第 653号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法(昭和 31 年法律第 79号)第 2 条の 2 及び都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり 公 告 し ま す。

平成 16年 12月 24日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

名 称	位 置	区 域	供 用 開始日
今市町街 区公園	奈良市今市町 346- 15	別紙図面のと あり(別紙図	平成 16年 12月 24日

及び 471番地の 2

(平成 16年 12月 22日 掲 示 済)

奈良市告示第 652号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水 道 法 (昭 和 33年 法 律 第 79号) 第 9 条 の 規 定 に 基 づ き 次 の と お り 公 示 し ま す。

その関係図書は、平成 16年 12月 24日 から 2 週 間、本 市 都 市 整 備 部 下 水 道 管 理 課 に 備 え 置 いて 縦 覧 に 供 し ま す。

平成 16年 12月 24日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成 17年 1月 7日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

奈良市山陵町、青野町、六条西三丁目、七条西町一 丁 目、白 毫 寺 町 及 び 南 京 終 町 の 各 一 部

七条東町 街区公園	奈良市七条東町 305- 5	面は省略し、 奈良市都市計 画部街路公園 課において一 般の縦覧に供 します。)
菅野台第 3号街区 公園	奈良市菅野台 5052- 6	
三碓町第 3号街区 公園	奈良市三碓町 1321- 241	
三碓町第 2号緑地	奈良市三碓町 1352- 2	

(平成 16年 12月 24日 掲 示 済)

奈良市告示第 654号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 12月 24日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 12月 24日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 12月 24日 掲 示 済)

奈良市告示第 655号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 12月 27日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

平成 16年 2月 24日 奈良市指令都整開第 03A - 50号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 16年 12月 27日 第 907号

(2) 公共施設 平成 16年 12月 27日 第 386号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市押熊町 2147番地の 1 の一部、2149番地の 1、2151番地の 1 の一部、2151番地の 2 の一部、2152番地の 1、2152番地の 2、2154番地、2154番地の 2、2155番地、2156番地の 1、2156番地の 3 の一部、2156番地の 4 の一部、2156番地の 6 の一部、2156番地の 7 の一部、2157番地、2158番地、2159番地、2160番地、2161番地、2162番地及び 2162番地の 2 の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市八条町 355番地の 1

新英自動車工業株式会社

代表取締役 小山 茂

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 用悪水路

奈良市押熊町 2156番地の 3 の一部

(平成 16年 12月 27日 掲 示 済)

奈良市告示第 656号

奈良市営住宅入居者を次のとおり募集します。

平成 16年 12月 27日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

次のとおり省略

(平成 16年 12月 27日 掲 示 済)

奈良市告示第 657号

建築基準法（昭和 25年法律第 201号）第 42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和 25年建設省令第 40号）第 10条の規定により公告します。

平成 16年 12月 28日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

申請者住所	東大阪市稲田本町三丁目 6 番 24号
申請者氏名	株式会社 神名 代表取締役 大浦 一憲
道路の位置	奈良市北永井町 35番地の 3 及び 35番地の 8 の一部
道路の幅員	5.0メートル
道路の延長	28.79メートル
指定年月日	平成 16年 12月 28日
指 定 番 号	第 16013号

(平成 16年 12月 28日 掲 示 済)

奈良市告示第 658号

結核予防法（昭和 26年法律第 96号）第 36条第 1 項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令（昭和 26年政令第 142号）第 2 条の 5 第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 12月 28日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

名 称	所 在 地	指定年月日
八木医院	奈良市百楽園一丁目 9 - 20	平成 16年 12 月 1日

(平成 16年 12月 28日 掲 示 済)

監 査

奈良市監査委員告示第 12号

地方自治法第 199条第 7 項の規定による監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

平成 16年 12月 27日

奈良市監査委員 吉田 肇

同 中嶋 肇

同 土田 敏朗

同 吉田 文彦

1 監査対象

財団法人奈良市生涯学習財団

2 監査期間
平成 16 年 10 月 8 日～同年 12 月 24 日

3 監査方法
平成 15 年度の出納その他の事務について、決算報告書等あらかじめ求めた資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査・照合を行い、施設の実査を行う等の方法で実施した。

4 監査結果
事務及び事業は適正に執行されており、その出納に係る事務処理は、おおむね適正に処理されていた。
また提出された財務諸表の計数も諸帳簿と符合し、収入状況及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。

(参考)

財団の概要

1 設立年月日
平成 13 年 3 月 1 日

2 設立目的
奈良市の委託を受け、奈良市の設置する社会教育施設の管理運営及び社会教育に関する各種の事業を行うことにより、市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、もって市民の生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

3 基本財産
5 千万円

4 役員数及び職員数(平成 16 年 3 月 31 日現在)
理事 13 名(非常勤 12 名、常勤 1 名)
監事 2 名(非常勤)
職員 54 名

5 事業実施内容

(1) 自主事業
講座充実化事業
公民館の活性化を図るため、7 分野にわたり、以下の事業を行った。

ア 教養・文化・国際交流に関する事業 19 件
国際交流ボランティア講座
世界遺産めぐり ほか

イ 教育・福祉・人権に関する事業 13 件
目指せ!地域子育てボランティア
介護ボランティア講座 ほか

ウ 芸術・芸能に関する事業 10 件
世界の音楽入門講座
創って感じる古代史体験 ほか

エ 科学・情報・産業・技術に関する事業 15 件

(3) 受託施設

奈良市生涯学習センター	奈良市杉ヶ町 2 番地	延床面積 3,588㎡
奈良市立中央公民館	奈良市上三条町 2 番地の 4	延床面積 4,359㎡
奈良市立南部公民館	奈良市山町 2 番地の 1	延床面積 1,012㎡
奈良市立西部公民館	奈良市学園南三丁目 1 番 5 号	延床面積 3,337㎡

インターネットチャレンジ講座
自然と遊ぼう ほか

オ 家庭生活・市民生活・娯楽に関する事業 39 件
子育て“ホット”スペース
手づくり絵本教室 ほか

カ 健康・衛生・環境に関する事業 5 件
ヘルシー&ハッピー講座
高齢者健康づくり講座 ほか

キ 体育・スポーツ・レクリエーションに関する事業 6 件
シニア健康体操
ガンバレ健康クラブ ほか

(2) 受託事業

ア 公民館管理運営事業
奈良市から委託を受けて、地域の拠点である公民館の機能強化と利用者の立場に立った柔軟な運営を図るため、専門的知識を有する財団職員を採用し、公民館の適正かつ効率的な管理運営を行った。

イ 公民館事業
奈良市から委託を受けて、講座充実化事業と同じ 7 分野にわたり、社会教育関係講座として、以下の講座を開催した。

㉠ 教養・文化・国際交流に関する事業 63 件
古代の大和路を歩く
奈良国立博物館講座 ほか

㉡ 教育・福祉・人権に関する事業 61 件
公民館利用者人権学習
ちょぼらの扉 ほか

㉢ 芸術・芸能に関する事業 19 件
昔なつかし物作り伝承者養成講座
絵手紙教室 ほか

㉣ 科学・情報・産業・技術に関する事業 25 件
子ども工作たまたまばこ
郷土植物探索講座 ほか

㉤ 家庭生活・市民生活・娯楽に関する事業 72 件
我が家に誕生男の料理長
のびのび広場 ほか

㉥ 健康・衛生・環境に関する事業 6 件
我が家の「省エネ」を考える
初めてのウォーキング講座 ほか

㉦ 体育・スポーツ・レクリエーションに関する事業 21 件
ストレッチ健康体操教室
ワンダーフォーゲル体験教室 ほか

奈良市立三笠公民館	奈良市大宮町四丁目 31番地の3	延床面積	752㎡
奈良市立田原公民館	奈良市茗荷町 107番地の1	延床面積	550㎡
奈良市立富雄公民館	奈良市鳥見町二丁目 9番地	延床面積	701㎡
奈良市立柳生公民館	奈良市柳生町 340番地	延床面積	335㎡
奈良市立若草公民館	奈良市川上町 575番地	延床面積	750㎡
奈良市立登美ヶ丘公民館	奈良市中登美ヶ丘三丁目 416番地の76	延床面積	599㎡
奈良市立興東公民館	奈良市大柳生町 363番地	延床面積	429㎡
奈良市立春日公民館	奈良市南京終町一丁目 86番地の1	延床面積	543㎡
奈良市立二名公民館	奈良市学園赤松町 368番地	延床面積	501㎡
奈良市立京西公民館	奈良市六条西一丁目 3番 43- 2号	延床面積	538㎡
奈良市立平城西公民館	奈良市神功四丁目 2番地	延床面積	499㎡
奈良市立伏見公民館	奈良市青野町 19番地の1	延床面積	518㎡
奈良市立富雄南公民館	奈良市中町 50番地の3	延床面積	504㎡
奈良市立平城公民館	奈良市秋篠町 146番地	延床面積	571㎡
奈良市立飛鳥公民館	奈良市紀寺町 98番地	延床面積	501㎡
奈良市立都跡公民館	奈良市五条町 20番地の1	延床面積	518㎡
奈良市立登美ヶ丘南公民館	奈良市中山町西二丁目 92番地の1	延床面積	500㎡
奈良市立平城東公民館	奈良市朱雀六丁目 9番地の1	延床面積	500㎡

6 決算状況

平成15年度の貸借対照表、収支計算書及び財産目録は、次のとおりである。

貸借対照表
平成16年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	
資産の部		
1 流動資産		
現金	0	
普通預金	35,825,741	
流動資産合計		35,825,741
2 固定資産		
基本財産		
定期預金	50,000,000	
基本財産合計	50,000,000	
固定資産合計		50,000,000
資 産 合 計		85,825,741
負債の部		
1 流動負債		

未払金	15,857,145		
預り金	19,968,596		
流動負債合計		35,825,741	
負債合計			35,825,741
正味財産の部			
正味財産			50,000,000
(うち基本財産)			(50,000,000)
(うち当期正味財産増加額(減少額))			(0)
負債及び正味財産合計			85,825,741

収支計算書

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差異	備考
収入の部				
1 基本財産運用収入	49,000	35,284	13,716	
基本財産利息収入	49,000	35,284	13,716	
2 事業収入	519,589,000	501,212,940	18,376,060	
受託事業収入	273,349,000	258,342,948	15,006,052	
管理受託収入	254,015,000	239,745,432	14,269,568	
事業受託収入	19,334,000	18,597,516	736,484	
補助金収入	246,240,000	242,869,992	3,370,008	
運営補助金収入	237,600,000	235,341,615	2,258,385	
事業補助金収入	8,640,000	7,528,377	1,111,623	
3 雑収入	1,000	28,697	27,697	
受取利息	1,000	1,056	56	
公衆電話料金	0	27,641	27,641	
当期収入合計(A)	519,639,000	501,276,921	18,362,079	
前期繰越収支差額	0	0	0	
収入合計(B)	519,639,000	501,276,921	18,362,079	
支出の部				
1 理事会運営費	210,000	66,200	143,800	
旅費交通費	152,000	66,200	85,800	
会議費	38,000	0	38,000	
通信運搬費	9,000	0	9,000	
賃借料	11,000	0	11,000	
2 事務局費	237,390,000	235,311,755	2,078,245	
人件費	232,043,000	230,417,604	1,625,396	
給料	124,991,000	124,990,753	247	
賃金	3,632,000	3,300,857	331,143	
職員手当	76,482,000	76,228,263	253,737	
共済費	26,938,000	25,897,731	1,040,269	

諸謝金	98,000	98,000	0
旅費交通費	194,000	167,050	26,950
消耗品費	1,820,000	1,677,063	142,937
燃料費	38,000	27,879	10,121
会議費	11,000	10,256	744
印刷製本費	121,000	111,300	9,700
修繕費	60,000	0	60,000
通信運搬費	290,000	203,682	86,318
手数料	318,000	310,365	7,635
委託費	916,000	908,964	7,036
賃借料	1,200,000	1,199,892	108
負担金支出	31,000	26,500	4,500
租税公課	250,000	153,200	96,800
3 自主事業費	8,640,000	7,528,377	1,111,623
講座充実化経費	8,640,000	7,528,377	1,111,623
諸謝金	3,929,000	3,057,185	871,815
旅費交通費	353,000	312,778	40,222
消耗品費	1,241,000	1,202,797	38,203
会議費	37,000	29,991	7,009
印刷製本費	115,000	95,598	19,402
通信運搬費	198,000	101,928	96,072
委託費	2,595,000	2,594,800	200
賃借料	172,000	133,300	38,700
4 受託事業費	273,349,000	258,370,589	14,978,411
公民館運営管理費	254,015,000	239,773,073	14,241,927
旅費交通費	56,000	38,710	17,290
消耗品費	7,693,000	7,628,984	64,016
燃料費	2,314,000	1,543,214	770,786
会議費	11,000	10,711	289
印刷製本費	409,000	394,618	14,382
光熱水料費	59,505,000	49,448,344	10,056,656
修繕費	4,208,000	4,081,420	126,580
医薬材料費	51,000	47,333	3,667
通信運搬費	5,910,000	5,329,930	580,070
手数料	1,783,000	1,762,274	20,726
保険料	2,284,000	2,283,780	220
委託費	121,250,000	120,867,667	382,333
賃借料	48,232,000	46,027,988	2,204,012
原材料費	15,000	15,000	0
負担金支出	294,000	293,100	900
公民館事業費	19,334,000	18,597,516	736,484
諸謝金	12,536,000	12,111,939	424,061
旅費交通費	851,000	720,473	130,527
消耗品費	3,003,000	2,942,232	60,768
会議費	109,000	91,139	17,861
印刷製本費	1,263,000	1,201,139	61,861
賄材料費	10,000	9,836	164
通信運搬費	238,000	227,905	10,095
手数料	26,000	23,100	2,900
委託費	1,015,000	989,788	25,212
賃借料	283,000	279,965	3,035

5 予備費	50,000	0	50,000	
当期支出合計 (C)	519,639,000	501,276,921	18,362,079	
当期収支差額 (A) - (C)	0	0	0	
次期繰越収支差額 (B) - (C)	0	0	0	

財 産 目 録

平成 16 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

科 目	金 額		
資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金	0		
普通預金	35,825,741		
流動資産合計		35,825,741	
2 固定資産			
基本財産			
定期預金	50,000,000		
基本財産合計	50,000,000		
固定資産合計		50,000,000	
資産合計			85,825,741
負債の部			
1 流動負債			
未払金	15,857,145		
預り金	19,968,596		
流動負債合計		35,825,741	
負債合計			35,825,741
正味財産			50,000,000

(平成 16 年 12 月 27 日揭示済)

奈良市監査委員告示第 13 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。
平成 16 年 12 月 27 日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中嶋 肇
同 土田 敏朗
同 吉田 文彦

1 監査対象
市民生活部 地域振興課 (東寺林連絡所含む。)

市民生活課
病院開設準備室 国民年金室
人権文化推進室 人権・同和施策課
人権文化センター（鼓阪、みかさ、佐保、あすか、古市、横井、大安寺、杏、辰市）
環境清美部 リサイクル推進課
環境清美第二事務所
土地改良清美事務所
出張所 東部 北部
(消 防 局)
消 防 総 務 部 職員課
生 活 安 全 部 警防課 指令課
(教 育 委 員 会)
教 育 総 務 部 学務課
人権・同和教育推進室
少年指導センター
高 等 学 校 一条
中 学 校 若草 富雄 二名 興東
小 学 校 東登美ヶ丘 鶴舞 済美 右京
二名 大宮 帯解 大柳生
幼 稚 園 東登美ヶ丘 鶴舞 済美 右京
二名 大宮 帯解 大柳生
社 会 教 育 部 文化財課（埋蔵文化財調査センター含む。）
体育課（南部体育館、青少年野外活動センター含む。）
図 書 館 中央 西部

2 監査期間

平成 16年 10月 18日～同年 12月 24日

3 監査方法

平成 16年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成 16年 9月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査・照合を行い、必要に応じて関係施設の実査を行う等の方法で実施した。

なお、今回の監査は、特に収入に係る事務処理及び支出に係る委託料、負担金補助及び交付金の事務処理を重点に、契約書、補助金等交付申請書、支出負担行為何書等の関係書類を監査した。委託料及び負担金補助及び交付金の件数は、次表のとおりである。

部	課	委託料	補助金
市民生活部	地 域 振 興 課 (東寺林連絡所を含む。)	17	7
	市 民 生 活 課	3	-
	病 院 開 設 準 備 室	1	1
	国 民 年 金 室	-	-
	人 権 ・ 同 和 施 策 課 (人権文化センター含む。)	31	1

環境清美部	リサイクル推進課	10	-
	環境清美第二事務所	2	-
	土地改良清美事務所	15	3
出張所	東 部 出 張 所	1	-
	北 部 出 張 所	8	-
消 防 局			
消防総務部	職 員 課	5	-
生活安全部	警 防 課	-	-
	指 令 課	4	-
教 育 委 員 会			
教育総務部	学 務 課	4	2
	人権・同和教育推進室	6	-
	少年指導センター	24	-
	学 校 ・ 園	-	-
社会教育部	文 化 財 課 (埋蔵文化財調査センター含む。)	52	12
	体 育 課 (南部体育館、青少年野外活動センター含む。)	21	39
	中 央 図 書 館	-	-
	西 部 図 書 館	7	-
合 計		211	65

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例及び要望する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第 199条第 12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

市民生活部

地域振興課

辰市地域ふれあい会館の開館に伴う消耗品の購入において、同日に同一業者から 3 万円未満で分割発注されているのが見受けられたが、一括購入されたい。

国民年金室

国民年金事務取扱費委託金（国庫支出金）の調定について、平成 16年 6 月 30日付けで平成 16年度の概算交付決定額の通知があったにもかかわらず、7 月 15日、8 月 5 日の収入済額しか調定されていなかった。概算ではあるが交付決定通知があった時は、その決定額を調定されたい。

人権・同和施策課

住宅新築資金等貸付金及び生業資金貸付金の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において 689,069,116 円、2,150,424 円となっている。今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。

環境清美部

リサイクル推進課

資源回収品売却処分収入の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において 4,432,052 円となっている。今後とも一層の徴収努力を要望する。

教育委員会

教育総務部

一条高等学校

施設修繕において、保管必要書類である修繕箇所の写真の貼付のないものが一部見受けられたので注意されたい。

社会教育部

体育課

体育施設管理費使用料等の調定事務手続きにおいて、徴収委託している(財)奈良市スポーツ振興事業団等から調定額が報告されているにもかかわらず、財務会計システムへの入力となされていなかった。調定額が報告されれば、速やかに入力されたい。

(平成 16 年 12 月 27 日 揭示済)

奈良市監査委員告示第 14 号

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、平成 14 年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 16 年 12 月 28 日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中嶋 肇
同 土田 敏朗
同 吉田 文彦

奈財財 第 369 号

平成 16 年 10 月 15 日

奈良市監査委員 吉田 肇 様

同 中嶋 肇 様

同 土田 敏朗 様

同 吉田 文彦 様

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

平成 14 年度包括外部監査結果に対する措置について(通知)

このことについて、別添のとおり措置を講じたので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき通知します。

平成 14 年度包括外部監査結果に対する措置状況

- 1 名勝大乘院庭園文化館(企画部文化振興課)

【監査結果の要旨】

委託関係の全てが随意契約により契約されているが、清掃委託業務についてまで随意契約する理由は薄く、

可能な範囲で入札を実施することにより競争原理を働かせ、コスト削減が可能であると考えられる。

【措置の内容】

平成 16 年度は一括発注としておりましたが、分離発注することの減額効果等も精査した結果、平成 17 年度から清掃業務と設備管理業務を分離発注いたします。

(平成 16 年 12 月 28 日 揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 101 号

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 30 条の 11 第 2 号の規定により、平成 16 年 12 月 20 日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

平成 16 年 12 月 21 日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田 勝 二

- 1 抹消年月日

平成 16 年 12 月 21 日

- 2 抹消した者の氏名等

別紙のとおり

別紙省略

(平成 16 年 12 月 21 日 揭示済)

正 誤

平成 16 年 12 月 22 日付け奈良市公報号外第 24 号

ページ	段	行	誤	正
12	右	11	上下水道	上水道